

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、国、地方公共団体、事業主、国民それぞれの果たすべき役割等を定めた「次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)」が2003年に公布されました。この次世代法では、国や地方公共団体による取り組みとともに従業員が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるため、事業主に対して「一般事業主行動計画(以下「行動計画」という)」を策定・実施することを定めています。

次世代法の法改正により、有効期限の延長が図られたことにあわせて当社の行動計画の期限を下記のとおり延長することになりました。

記

従業員が、育児だけでなく、介護など様々な就業が制限される状況にあっても、働くことを諦めることなく、最大限に能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1

仕事と家庭の両立を実現するため、時間を意識した働き方を促進する手段の一つとして「ノー残業デー」を実施する。

(対策) 平成27年4月

- ・ノー残業デーを設けることを趣旨と概要を部門連絡会において説明する。
- ・実施方法について所属長と協議の場を設ける。

平成27年5月～

- ・ノー残業デーの実施(水曜日)
- ・実施方法については所属長との協議の結果に基づき実施する。